

産業廃棄物の不適正処理是正事案について

1 令和6年度 産業廃棄物不適正処理事案是正件数

件数計	内 訳		
	不法投棄	野外焼却	その他
16件	9件	4件	3件

2 産業廃棄物の不適正処理是正事案の概要

	場所	不適正処理の内容	事案の概要及び改善状況
①	徳島市	野外焼却	<p>(概要) 令和5年2月下旬、野外焼却が行われている旨の通報があり認知。 (指導・改善状況) 行為者に対して、素掘り穴の中の廃棄物を適正処理すること及び野外焼却は今後行わないよう指導。 ★素掘り穴の廃棄物は処理され、以降定期的に確認するも、野外焼却は行われていない。</p>
②	阿南市	野外焼却	<p>(概要) 令和6年4月中旬、環境監視員のパトロール中に、事業所で焼却跡を確認。 (指導・改善状況) 同社に対し野外焼却は法律で禁止されていることを指導し、関係機関に情報共有 ★以降、野外焼却は確認されていない。</p>
③	神山町	不適正保管	<p>(概要) 令和6年4月下旬、「徳島県における産業廃棄物の不法投棄の通報等に関する協定」の締結業者より情報提供があり認知。 (指導・改善状況) 土地管理者に対し、廃タイヤを撤去するよう指導。 ★後日、自宅倉庫に適正に保管されたことを確認。</p>
④	牟岐町	不法投棄	<p>(概要) 令和6年5月中旬、通報を受けて現場確認を行ったところ、植木鉢、廃タイヤ等が不法投棄されていることを確認。 (指導・改善状況) 行為者の特定に至らなかったため関係機関に情報共有。 ★関係部局により撤去されたことを確認。</p>
⑤	東みよし町	不法投棄	<p>(概要) 令和6年6月上旬、職員のパトロール中に、新聞紙等の一般廃棄物が投棄されていることを確認。 (指導・改善状況) 土地所有者が投棄したことを認めたため、東みよし町環境課と合同で撤去するよう指導。 ★廃棄物は撤去され、以降、定期的に監視するも不法投棄は確認されていない。</p>

⑥	勝浦町	不法投棄	<p>(概要) 令和6年6月上旬、環境監視員のパトロール中に、廃石膏ボードが投棄されていることを確認。</p> <p>(指導・改善状況) 土地所有者の関係者が投棄者であったため、適切に処理するよう指導。 ★廃石膏ボードが撤去されたことを確認。</p>
⑦	東みよし町	不法投棄	<p>(概要) 令和6年6月中旬、木製の棚等が不法投棄されていると情報提供があり認知。</p> <p>(指導・改善状況) 行為者の特定に至らなかったため、関係機関に連絡し、県土整備部（三好）が警告看板を設置。 ★関係部局により廃棄物は撤去されたことを確認。</p>
⑧	阿南市	不法投棄	<p>(概要) 令和6年6月中旬、職員が監視している事業所の隣地にかれき類が投棄されていることを確認。</p> <p>(指導・改善状況) 事業者の旧事業場の整備過程から排出されたがれき類であったため、処理するよう指導。 ★がれき類は適正に処理されたことを確認。</p>
⑨	吉野川市	不法投棄	<p>(概要) 令和6年7月下旬、椅子や冷蔵庫等が不法投棄されているとの通報があり認知。</p> <p>(指導・改善状況) 行為者の特定に至らなかったため、関係機関に情報共有。 ★関係部局により撤去されたことを確認。</p>
⑩	小松島市	不法投棄	<p>(概要) 令和6年8月下旬、廃タイヤが投棄されている旨の情報提供があり認知。</p> <p>(指導・改善状況) 行為者の特定に至らなかったため、関係機関に情報共有。 ★関係部局により撤去されたことを確認。</p>
⑪	上板町	不法投棄	<p>(概要) 令和6年8月下旬、河川敷に農業用ビニールが不法投棄されていると通報があり認知。</p> <p>(指導・改善状況) 行為者の特定に至らなかったため、関係機関に情報共有。 ★関係部局により撤去されたことを確認。</p>
⑫	三好市	不適正保管	<p>(概要) 令和6年11月中旬、環境監視員のパトロール中、事業所内にかれき類が乱雑に保管されていることを確認。</p> <p>(指導・改善状況) 同社代表者に、適正に処理するよう指導。 ★がれき類は適正に処理されたことを確認。</p>

⑬	美馬市	野外焼却	<p>(概要) 令和6年12月下旬、野焼きにより黒煙が発生していると、通報を受け認知。 (指導・改善状況) 行為者に対し消火を指示し、野外焼却は法律で禁止されていることを指導。 ★以降、野外焼却は確認されていない。</p>
⑭	美馬市	不適正保管	<p>(概要) 令和7年1月上旬、業者資材置場に廃棄物が乱雑に保管されている旨の情報提供があり認知。 (指導・改善状況) 同社に対し、是正改善するよう指導。 ★適正に処理されたことを確認。</p>
⑮	三好市	野外焼却	<p>(概要) 令和7年1月中旬、環境監視員のパトロール中に、野焼きが行われていることを確認。 (指導・改善状況) 行為者に対し消火を指示し、野外焼却は法律で禁止されていることを指導。 ★以降、野外焼却は確認されていない。</p>
⑯	三好市	不法投棄	<p>(概要) 令和7年3月上旬、三好市役所より不法投棄の情報共有があり認知。 (指導・改善状況) 行為者の特定に至らなかったため、関係機関に情報共有。 ★投棄物は管理者によって撤去されたことを確認。</p>